行政のシェイプアップ

行政改革大綱を策定

みなさんの協力が推進の原動力

『行革は国も地方も待ったなし』というコピーがありますが、本村も国の行政改革推進をうけ、「岩室村行政改革推進委員会」（60年3月定例村議会で制定）を設置、昨年9月同委員会に諮問し、12月19日答申をうけました。その答申にそって「岩室村行政改革大綱」というものをつくりました。今号では、新しい時代に即した行政を行うためにつくられた行政改革大綱の内容についてお知らせします。

行政改革とは何か

「お役所仕事を改めろ」とか「行政の無駄をなくせ」といった要求が、みなさんから国や県・村に強く出されます。そこで「行政改革」が必要だということになるのですが、新聞紙上でよく使われる割には、行政改革という言葉の意味ははっきりしているわけではありません。

行政の制度や運営を改めることや、能率をあげ成果を高めることは、行政のさまざまな部門で日常努力しています。例えば、将来を担う子供たちの教育環境整備に重点を置くとか、限られた予算の中で最も効用の大きい路線から道路を整備しています。しかし、こういった日常の行政の改善努力は、必ずしも「行政改革として」行われているわけではありません。これらは行政運営上当然行われるべきことで、このような日常の努力まで行政改革ということは少ないようです。むしろ、日常の行政の改善努力では不十分なところから、行政改革が求められるのです。

それではなぜ、日常の改善努力では不十分なのでしょうか。その理由は、第一に、国、地方自治体（県や村など）の行政には法律の下でさまざまな制度や基準がつくられています。これらの制度や基準は、社会情勢が変わったからといって直ちに改められるわけではありません。法律で定められているものは法律の改正が必要ですし、それに、国や地方自治体の目的である住民の経済的文化的な発達を保障するためには安定が第一ですから、行政機関は制度や基準を改めることに慎重です。ということで、個々の行政機関の判断では、社会経済情勢が大きく変わっても行政が改められない場合が多いのです。

第二に、行政は社会の発展に応じて専門分化しています。したがって行政機関も専門分野ごとにたくさんつくられることになります。わが国の中央官庁は1府12省32庁・委員会があり、本村においては7課1室のほか教育委員会（2課）、議会事務局などに分かれています。

このように行政がタテ割りになると、相互に連携がとれないまま行政が行われ、バラバラ行政といわれるような事態になりがちです。

第三に、行政機関は法律に基づき権限を与えられていますが同時に国民（住民）から責任を問われます。したがって、行政を行う場合にできるだけ万全を期そうとするのです。その余りとかくムダが発生しやすくなり、そのうえ、どんどん仕事が増えていくのです。

これが行政機関の特徴ですので、その簡素化・効率化は、各行政機関の努力だけでは不十分なものとならざるを得ないのです。

このように行政機関の日常努力では限界があるために、行政改革を求める動きが出てきたわけです。

岩室村行政改革推進委員会

社会経済情勢の変化に対応して、行政全体にわたってそのあり方を抜本的に見直すため、国の第二次臨時行政調査会の例にならい、本村では、岩室村行政改革推進委員会を昨年九月十七日に設置しました。会長には元村議会議長で現夏井区長の山上一夫さんが選ばれ、そのほか九名の委員（別掲）で組織され、行政改革推進委員会は約三か月にわたる精力的な審議を行いました。同委員会では、三か月間に四回の審議会を開き、昨年十二月十九日、村長に答申を提出しました。

行政改革の基本姿勢は

それでは、行政の目指すべき目標とそのための基本的枠組みを踏まえて委員会答申は、本村の行政改革をどのように進めるべきであると考えたか説明しましょう。

答申は、現在の行政の制度や運営を見直すための三つのポイントをあげています。

❶**「行政改革の恒常的推進」**――行政改革は、一過性の改革ではなく、常時継続して恒常的に実施していく

❷**「住民サービスへの配慮」**――住民サービスを十分配慮し、住民の理解と

時代に即した行政づくりのために審議を重ねた行政改革推進委員会（60年10月19日）

岩室村行政改革推進委員会

委員紹介

- 山上　一夫（元村議会議長・夏井・64歳）
- 岸本　清吉（元和納農協参事・和納4区・67歳）
- 佐藤　悦夫（商工会役員・岩室・53歳）
- 石川　利衛（和納農協役員・和納7区・55歳）
- 八木　主英（岩室村農協役員・北野・59歳）
- 田中　四郎（間瀬郵便局長・間瀬3区・65歳）
- 岡島　一雄（農業・高畑・59歳）
- 本間　巻（元教員・石瀬・61歳）
- 草野　市三（元教員・栄・60歳）
- 横山文一郎（元会社役員・和納3区・67歳）

（順不同・敬称略）

協力を得ながら実施可能なものから逐次実施する。❸**「時代の変化への適応と必要施策の積極的推進」**――縮減だけを目的とするものではなく、村勢発展のための必要な分野に対しては積極的に内容等の充実強化を図る。そのため、整理合理化をすべきところは勇断をもって実行する。――以上の基本姿勢により、行財政運営の原点である『最小の経費で最大の効果を上げる』運営をすべきであると述べています。

当面の措置は（60年度～62年度）

本村の行政改革は、村内外の行政環境の大きな変化に対応して、行政の役割を抜本的に見直しすることを特に重要な目的としています。とりわけ、高度成長期以来肥大化した行政を思いきって簡素化しなければなりません。行政の責任分野の見直しと簡素化によって、みなさんの負担の増大を抑制しつつ、新しい行政需要に対応することが可能となります。さらに、本来行政の責任分野に属するものであっても、それが総合的、効率的に行われ、最小の費用で最大の効果を上げるよう、時代の変化に対応した見直しが行われなければなりません。

このような観点から、行政改革推進委員会答申は、当面の措置として昭和六十年度から六十二年度の三か年において、次のような項目（大綱）について改革すべきだと指摘しています。

1 事務事業の見直し

事務事業の見直しは、社会経済情勢の変化に行政が対応するために、行政が責任を持つべき分野の再点検・徹底した整理合理化による行政の効率の向上、住民相互の受益と負担の公平性の確保という視点から恒常的に進める。このため、事務事業全般にわたっての徹底した見直し、受益者負担を原則とする使用料・手数料の見直しなどを中心に検討を進める必要がある。

❶**公共施設の使用料徴収条例の見直し**＝公民館、体育館、野球場、テニスコートなどの使用料の徴収は、受益と負担の公平性から減免規定を見直し、住民の理解を得ながら段階的に有料化に移行する。

❷**補助金交付の見直し**＝補助金交付規則に基づき、事業内容を精査し、運営費などの補助金については廃止、減額の方向で見直し整理を行う。また、団体の自立を促進するよう側面から指導する。

❸**各種団体への事務や活動助成の見直し**＝補助金同様団体の育成強化を図り、自らの運営に移行するよう指導助言をする。

❹**庁用マイクロバスなどの供与の見直し**＝各種大会、会議、研修会など各種団体への庁用車の供与については、使用規定を検討し、見直しをする。

❺**その他**＝各種委員会などの研修費をはじめ、事務事業を総合的に再検討し、行政の責任分野、整理合理化による行政の効率化、受益と負担の公平性の確保の視点から廃止、縮小、統合、終期の設定を検討すべきである。

2 組織・機構の簡素合理化

組織、機構の改善については、限られた経費の中で社会経済情勢の変化とそれに伴う行政需要の量的、質的変化に対応していくために既存の組織、機構を簡素で効率的なものにしていく必要がある。

❶**役場機構の見直し**＝間瀬支所の廃止（六十年四月一日）をはじめ、事業施行に伴う係の設置については、事業の早期完成を図るとともに終了後速やかに定員管理も含めて適正化を図る。また、事業実施にあたり関係課によるプロジェクトチームの編成により効率化を図る。

❷**消防団組織の見直し**＝消防団組織の定員を三十人減（六十年十月一日）とし、設備についても合理的な整備を行い、内部組織の強化を図る。

❸**その他**＝現在進められている農業共済の合併については、国の行政改革推進のなかで補助金削減なども十分考慮して促進を図る。また、各種委員会の設置目的がうすれているもの、類似委員会の委員の兼任など、機関の運営方法を改善し、弾力的な活動運営を図

（4ページへつづく）